

市町村合併時における公文書等の保存について

国立公文書館 業務課連絡調整係

1 アンケート調査を行うに至った経緯

全国でいわゆる「平成の大合併」により多くの市町村合併が進められてきている。しかしながら、これらの合併に際し、過去から伝えられてきた地域の歴史と過去の住民生活の記録として伝えられてきた公文書等が、新市町村に的確に引き継がれず、散逸したり、安易に廃棄されたりし、将来の地域づくりの基盤となる情報資源の喪失が懸念されている。

このことは、福田前内閣官房長官の御発意により発足した内閣官房長官の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の報告書（平成16年6月）においても御指摘いただいているところである。

また、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）においても、この問題を取り上げられ、平成13年11月には、会長から総務大臣あてに「市町村合併時における公文書等の保存について」を要請され、それを受けて、総務省におかれては、平成14年2月18日付け総行市第22号をもって、総務省自治行政局市町村課長から各都道府県合併担当部長あて、「市町村合併時における公文書等の保存について」の要請を发出されている。

国立公文書館としては、このような状況を踏まえ、本年6月に沖縄県那覇市で開催した「都道府県・政令指定都市等公文書館長会議」の議題の一つとして、市町村合併時における公文書等の保存問題を取り上げることにした。

公文書館長会議の議題として取り上げるに当たり、現在、合併が進行している市町村において、実際に公文書等の引き継ぎが的確に行われているか調査する必要性が生じ、本年5月に、都道府県・政令指定都市等公文書館47館、47都道府県文書主管課及び合併市町村135（平成11年4月1日から17年1月1日に合併）に対して「合併時の公文書保存に関するアンケート」を行い、その実態を調査したところである。

2 アンケート結果の概要

アンケートの結果、合併市町村においては、5割以上が、旧市町村の公文書等（現用以外の文書）の一部を廃棄していることが判明した。

また、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有すると規定している「公文書館法（昭和62年法律第

115号)」の存在自体を知らない合併市町村が2割近くあり、規定だけは聞いたことはあるが内容は知らない合併市町村は、5割以上にもなることが分かった。

なお、全史料協の要請により、平成14年2月18日付け総行市第22号で総務省自治行政局市町村課長から各都道府縣市町村合併担当部長あて通知した「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」についても4割以上の合併市町村が通知自体を知らないという現状であった。

さらに、都道府県・政令指定都市等の公文書館においては、合併した旧市町村の公文書等の所在・保存等の状況調査をされたのが、4割程度であり、都道府県文書主管課においては、合併した市町村に公文書等の保存について指導助言したのが、5割程度であることも分かった。

このように、合併市町村、都道府県・政令指定都市公文書館等、都道府県文書主管課のいずれにおいても、残念ながら、市町村合併時の公文書等の保存の重要性が十分に認識されているとは言えず、合併時に公文書等が的確に引き継がれているとは言い難い状況にあることがおおむね明らかとなった。

3 公文書館長会議における議論

本年6月2日（木）に沖縄県那覇市で開催した「第17回都道府県・政令指定都市等公文書館長会議」において、アンケート結果等を元に市町村合併時の公文書等の保存問題を議論した。

まず、当館からアンケート結果の概要を報告し、各館からの意見を求めた。

しかしながら、各館からは積極的な意見は出ず、例えば、県内の合併市町村の公文書等の保存の状況調査は行っているが、合併は協議している市町村独自の問題であり、館として積極的に指導助言を行ったわけではなく、合併協議の状況を見守るしかないというのが現状だったというのが、主な意見であった。

当館としては、会議の席上、都道府県の公文書館等が知事部局の文書主管課等と緊密な連携を取りつつ、合併市町村等の担当部局に対し指導助言、更に必要な場合には対象文書等の保存場所の確保等の協力を行うことなどを強く要望したところである。

4 アンケート結果及び公文書館長会議を踏まえての総務大臣への要請

アンケートや館長会議での議論の結果、残念ながら多くの場合、合併に際し従来から伝えられてきた公文書等の取扱、引継、保存、整備等の方針や具体的措置について、関係機関や当事者間で十分な協議や決定が行われているとは言い難い状況にある。しかしながら、公文書館法（昭和62年法律第115号）第3条においては「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」と規定されており、地方公共団体においても公文書等の適切な保

存、利用の責務が課せられている。

また、平成16年1月に行われた第159回国会の小泉内閣総理大臣の施政方針演説において、「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。」と述べられており、我が国の公文書館制度の拡充・強化に国として取り組む方針を示している。

言うまでもないことかも知れないが、市町村等で作成される公文書等は、単にその地方にとって、後世に伝えるべき地方の活動や歴史の事実を記録した重要な歴史資料というだけではなく、我が国全体にとっても後世に伝えるべき重要な歴史資料であると言え、合併により合併以前の市町村の公文書等が散逸、又は廃棄されることは、国民共通の未来への遺産が消失してしまうことを意味すると言えるのではないかと思う。

これらのことから、平成17年6月16日、国立公文書館長から総務大臣に対して、市町村合併時における公文書等の散逸や安易な廃棄を防止し、公文書等の的確な引継ぎと適切な保存が図られるよう、各市町村等に対しての指導方を要請したところである。

5 当館長の要請を受けての総務省の対応

総務省におかれては、要請の趣旨を深くご理解いただき、平成17年6月24日、総務省大臣官房総括審議官から各都道府県知事に対して、市町村合併時における公文書等の保存の適正化について御指導いただいたところである。

特に、各都道府県知事への通知公文の中で、公文書館法第3条において、「地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定されていることを、改めて指摘されたことは、誠に意義のあることである。

6 おわりに

市町村合併時における公文書等の保存については、読売新聞に掲載されるなど、マスコミの関心も高く、当館としても、「自治日報」に館長名の論説を寄稿するとともに、要請文をホームページに掲載するなど周知に努めたところである。

おわりに、当館としては、「平成の大合併」が最終段階を迎えつつある今日、総務省の指導要請が真剣に受け止められ、各地域に伝えられてきた貴重な公文書等が安易に廃棄されたり、散逸することなく、将来に向けて的確な保存が図られるよう切に望むものである。



国公文第236号
平成17年6月16日

総務大臣
麻生太郎 殿

独立行政法人国立公文書館長

菊池光 興



市町村合併時における公文書等の保存について（要請）

現在、全国の都道府県において、多くの市町村合併が進められております。これらの合併に際し、過去から伝えられてきた地域の歴史と住民の生活の記録である貴重な公文書等が散逸や安易な廃棄の危機にさらされ、将来の地域づくりの基盤となる情報資源の喪失が懸念されているところであります。このようなことにかんがみ、貴省におかれては、既に平成14年2月18日付けをもって「市町村合併時における公文書等の保存について（総行市第22号）」の要請を都道府県に発出しておられます。

しかしながら、当館が、全国公文書館長会議の資料とするため、本年5月に、都道府県及び合併市町村等を対象として「合併時の公文書保存に関するアンケート」を行ったところ、別添のとおり、上記要請の趣旨が必ずしも十分には徹底しておらず、合併市町村等における公文書等の保存の取組みが十分でないことが明らかになりました。

つきましては、市町村合併が最終段階を迎えつつある今日、地域に伝えられてきた貴重な公文書等の散逸や安易な廃棄を防止し、将来に向けて的確な保存が図られるよう、改めて適切な措置を講ぜられることを要請いたします。

当館館長から総務大臣への要請文

合併時の公文書保存に関するアンケート結果概要（抜粋）

I 都道府県・政令指定都市公文書館等（送付 全国 47 館 回答 41 館（87%））

1. 合併した（する）旧市町村の公文書等の所在・保存等の状況調査をされましたか。いずれかに○印をお付けください。
- | | |
|-----------------|----|
| (1) 調査した | 7 |
| (2) 今後調査する予定である | 6 |
| (3) 調査しない | 11 |
| (4) その他 | 8 |
2. 合併市町村に、公文書等の保存について何らかの助言等をされましたか。いずれかに○印をお付けください。
- | | |
|-------------------|----|
| (1) 指導助言をした | 20 |
| (2) 今後指導助言する予定である | 2 |
| (3) 指導助言していない | 5 |
| (4) その他 | 5 |
3. 合併した旧市町村の公文書等を貴館で受け入れ保存されましたか。いずれかに○印をお付けください。
- | | |
|--------------|----|
| (1) すべて受け入れた | 1 |
| (2) 一部受け入れた | 3 |
| (3) 受け入れていない | 25 |
| (4) その他 | 3 |

II 都道府県文書主管課（送付 47 都道府県 回答 38 都道府県（81%））

1. 合併する（した）市町村に公文書等の保存について指導助言をされましたか。いずれかに○印をお付けください。
- | | |
|----------------|----|
| (1) 指導助言をした | 20 |
| (2) 指導助言をしていない | 11 |
| (3) その他 | 7 |
2. 合併した旧市町村の公文書等を管下の公文書館等で受け入れ保存されましたか。いずれかに○印をお付けください。
- | | |
|--------------|----|
| (1) 受け入れた | 0 |
| (2) 一部受け入れた | 2 |
| (3) 受け入れていない | 35 |
| (4) その他 | 0 |

Ⅲ 合併済市町村（送付 135市町村（H11.4.1～17.1.1に合併済）
回答 110市町村（81%）

1. 合併時に、旧市町村の公文書（現用以外の文書）等は、どのような状況にありますか。いずれかに○印をお付けください。

(1) すべて保存している	53
(2) 一部保存している（一部廃棄した）	56
(3) 廃棄した	0
(4) その他	0

2. 上記1で「すべて（一部）保存している」と答えられた場合、保存場所はどこですか。いずれかに○印をお付けください。

(1) 現市役所、町村役場内、旧市町村役場（現支所）	99
(2) 市町村史編纂室	1
(3) 公文書館（文書館）	3
(4) 図書館	3
(5) 資料館、歴史館等	1
(6) その他	11

3. 公文書館法をご存知ですか。いずれかに○印をお付けください。

(1) 名前も内容も知っている	30
(2) 名前は聞いたことがある	61
(3) 知らない	19

4. 平成14年2月18日付け総行市第22号で総務省自治行政局市町村課長から各都道府県市町村合併担当部長あて通知した「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」をご存知ですか。いずれかに○印をお付けください。

(1) 知っている	61
(2) 知らない	47

5. 公文書館等を設置していない場合、公文書館（文書館）等を設置する予定はありますか。いずれかに○印をお付けください。

(1) 予定している	2
(2) 検討している	13
(3) 予定も検討もしていない	88
(4) その他	7



総行合第 525 号
平成17年6月24日

各都道府県知事 殿
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官



市町村合併時における公文書等の保存の適正化について

標記の件については、これまでも、「市町村合併時における公文書等の保存について」(平成14年2月18日付け総行市第22号)により通知してきておりますが、今般、独立行政法人国立公文書館長から別添のとおり要請があったので、あらためて適切な公文書等の保存、管理に努められるよう、管内の市町村に対する助言方よろしくお願いいたします。

また、併せて、管内の市町村に対し、この要請の内容を周知するようお願いいたします。

なお、公文書館法(昭和62年法律第115号)第3条においては、地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有すると規定されていることを申し添えます。

総務省総括審議官から各都道府県知事への通知

事 務 連 絡
平成17年6月24日

各都道府県市町村合併担当 殿

総務省自治行政局合併推進課

市町村合併時における公文書等の保存の適正化について

標記の件については、本日付けで各都道府県知事あて通知したところですが、当該通知及び独立行政法人国立公文書館長からの要請文については、総務省ホームページの「合併相談コーナー」に掲載する予定であることを申し添えます。

また、公文書館法（昭和62年法律第115号）については、別添のとおりです。

連絡先

総務省自治行政局市町村課

担当：須澤

電話 03-5253-5516

公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）

（目的）

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

（責務）

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

（資金の融通等）

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

（技術上の指導等）

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

- 2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

- 3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。第四条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 公文書館法(昭和六十二年法律第百十五号)の施行に関すること。

附 則(平成一一年一月二二日法律第一六一号)抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(資料)

合併時の公文書保存に関するアンケート結果概要 (都道府県・政令指定都市等公文書館等、都道府県、合併市町村)

1 合併時の公文書保存に関するアンケート結果概要(公文書館)

送付 4 7 (都道府県・政令指定都市等公文書館)

回答 4 1 (87%) (うち政令市館等から合併、合併予定なしと回答 9)

1. 合併した(する)旧市町村の公文書等の所在・保存等の状況調査をされましたか。いずれかに○印をお付けください。

- ① 調査した・・・・・・・・・・ 7
- ② 今後調査する予定である・・・ 6
- ③ 調査しない・・・・・・・・・・ 1 1
- ④ その他・・・・・・・・・・ 8

(埼玉県立文書館)

・県地域史料保存活用連絡協議会の「30周年記念事業」において会員 86 市町村を対象に文書保存取り組み状況のアンケート調査を実施。

(新潟県立文書館)

・歴史資料保存活用連絡協議会でアンケートを実施。

(京都府立総合資料館)

・過去に実施したことがある。

(香川県立文書館)

・調査書、アンケートの実施。

(富山県公文書館)

・歴史資料保存活用連絡協議会を通しての検査を考えている。

(福井県文書館)

・昭和の大合併の際の旧市町村文書の所在の確認調査を予定している。

(宮城県公文書館)

・現時点では、調査予定はないが検討したい。

(北海道立文書館)

・未検討

2. 「状況調査」で気づかれたことがあれば、お聞かせください。

(群馬県立文書館)

- ・公文書廃棄は合併前の庁舎の改築、文書管理規定のすり合わせ等でも起こりうる。
- ・明治、昭和の公文書については管理部署や歴史資料としての捉え方が市町村によって違いが大きかった。

(埼玉県立文書館)

- ・10年前と大きな変化はないが文書管理規定に歴史的公文書移管の項目が入っているのが前進と思われる。

(新潟県立文書館)

- ・合併協議事項として文書保存はとりあげられていない。担当部署、関係機関等が強く主張する必要がある。
- ・編入の場合は中心市の文書規定に従っている。新設の場合は新たに規定を定めるが、歴史的文書の保存を盛り込むかは未定がほとんど。盛り込まないことを決定した自治体はなかった。

(鳥取県立公文書館)

- ・多くの市町村では文書管理、文書保存規定が円滑に機能していない。
- ・永久保存をはじめとする公文書等が将来、当該地域にとっての歴史的資料と成り得ることへの認識が低い。

(岡山県立記録資料館)

・庁舎改築と情報公開条例により公文書廃棄が徹底されている。ルーズなところほど良く残っている。

(徳島県立文書館)

・県にはほとんど残されていない明治～大正期の公文書が多数残されていることがわかった。多数の公文書があり、移管、保管に悩みをもつ自治体が多いようである。

(本渡市立天草アーカイブス)

・合併前に話し合う必要性

3. 合併市町村に、公文書等の保存について何らかの助言等をされましたか。いずれかに○印をお付けください。

① 指導助言をした・・・・・・・・・・ 2 0

② 今後指導助言する予定である・・ 2

③ 指導助言していない・・・・・・・・ 5

④ その他・・・・・・・・・・・・・・ 5

(群馬県立文書館)

・県市町村公文書等保存活用連絡協議会事務局として合併予定の市町村を数ヶ所訪問し、公文書等の適正な管理保存について要請した。

(埼玉県立文書館)

・地域史料保存活用連絡協議会では各市町村長あて「市町村合併に伴う公文書の保存について」の要請文を送付した。

(新潟県立文書館)

・歴史資料保存活用連絡協議会で市町村合併に伴う公文書保存のためのガイドラインを作成。

(富山県公文書館)

・県市町村課が「市町村合併における文書保存」と題して県内市町村文書主管課を対象に公演会を実施した。

(兵庫県県政資料館)

・県政資料館の業務について案内文を送付し、課題等についての相談を受け付けた。

4. 「指導助言」の内容、気付かれたことがあればお聞かせください。

● 指導助言の方法

(1) 会議、研修会、講習会を開催、又は参加しての指導助言

(北海道立文書館)

・市町村職員を対象に市町村合併と公文保存をテーマとした研修会を開催とし当館が作成した「市町村合併における『歴史資料として重要な公文書等』保存のためのガイド」の説明を行うとともに既合併市町の例などを紹介した。

(宮城県公文書館)

・当館主催の市町村職員を対象とした研修会において合併時の公文書の保存等をテーマに取り上げ啓蒙を行った。

(茨城県立歴史館)

・館主催の市町村行政文書保存講習会、市町村史料保存担当者研修会において助言した。

(栃木県立文書館)

・市町村文書保存担当者講習会の開催。

(愛知県公文書館)

・県史編さん室主催の市町村史誌担当者連絡会議に参加し、合併による文書散逸の注意喚起を行い、当館の文書等収集基準を配布するなどした。

(京都府立総合資料館)

・「文書及び資料の保存に関する市町村担当者会議」を開催。

(和歌山県文書館)

・県庁文書主管課及び市町村合併担当課と協力し、市町村の職員を対象に講演会を実施した。

(広島県立文書館)

- ・ 県市町村公文書等保存活用連絡協議会を県内市町村とともに結成し、年二回の総会・講習会、研修会等の活動を通じて合併時の公文書の散逸防止に取り組んできた。

(徳島県立文書館)

- ・ 公文書管理・保存講座で市町村職員の参加を得て、安易に公文書を廃棄しない、選別まで保管しておく等助言、指導を行った。

(香川県立文書館)

- ・ 市町村職員を集め、公文書の保存についての研修会を開いた。

(本渡市アーカイブス)

- ・ 研修会の開催。

(2) 要請文を館長名で各市町村長や教育長及び合併協議会長等に送付しての指導助言

(福島県歴史資料館)

- ・ 館長名で公文書保存の要望書を各市町村長・議会議・教育長あてに送付した。

(千葉県文書館)

- ・ 史料保存活用連絡協議会会長名(館長)で市町村合併に際しての公文書の保存について(要請)を市町村長及び教育庁あてに送付した。

(広島県立文書館)

- ・ 県内市町村長あての公文書保存用成分を送付。

(大分県公文書館)

- ・ 要請文として各市町村長や教育長及び合併協議会長島に送付した。

(3) リーフレット作成、配布

(京都府立総合資料館)

- ・ リーフレット『「歴史資料としての文書」の保存と活用のために』を配布の上、合併後の新市町村に適切に引き継がれるよう指導助言した。

● 指導助言の内容

(1) 基準、ガイドライン、要望等を周知

(宮城県公文書館)

- ・ 歴史的公文書の収集基準について、当館の基準を参考として示した

(北海道立文書館)

- ・ どのような文書を残したらよいかという問い合わせに対し、新潟県歴史資料保存活用連絡協議会作成の指針等紹介した。

(茨城県立歴史館)

- ・ 公文書保存の重要性や県の場合(例)を説明した。

(新潟県立文書館)

- ・ 公文書を保存するにあたって手順や具体的な公文書名を示してもらいたいという要望が多くガイドラインを作成。

(長野県立歴史館)

- ・ 市町村より歴史資料として重要な文書の基準を尋ねられたので市誌、村誌、記念誌に利用したものの、地域の建設にあたり、結節となった時期の文書と回答した。

(鳥取県公文書館)

- ・ 前回の合併以前の旧役場資料の廃棄を行わないよう又安易な公文書の廃棄を行わないように要請。過去の合併の後で何が起ったのか市町村誌史の編さんに多大な支障が出ていることなどの実例をあげて説明。

(広島市公文書館)

- ・ 安易に廃棄を行わないよう要望した

(2) 文書保存の方法、整理台帳・目録の作成について指導。

(栃木県立文書館)

- ・文書保存の方法、整理台帳の作成。

(徳島県立文書館)

- ・ある町村では明治期の公文書の目録の作成について指導、協力をおこなった。

(山口県文書館)

- ・ダンボール等への保存容器の収納と目録の作成。

(大分県公文書館)

- ・公文書選別の際のガイドライン、文書管理規定の改正案等提示。

(松本市文書館)

- ・収納場所の確保

(3) その他

(富山県公文書館)

- ・講演会の内容についてアドバイスをした。

(本渡市アーカイブス)

- ・文書を保存する保存箱の配布。

● 指導助言をして気付いたこと

(群馬県立文書館)

- ・合併後、当分支所に残すという市町村が多かった。
- ・収集、選別方法について県が何らかの指針を示して欲しいという意見があった。

(岡山県立記録資料館)

- ・市町村の方は指導助言以上の強制を必要とされており、明確な保存ガイドランを望んでいる。

(香川県立文書館)

- ・担当者によって市、町の対応に差がある

(茨城県立歴史資料館)

- ・講習会、研修会を開催して参加した各市町村の担当者から公文書の重要性や保存の意義に対する意識の高まりがみられた。

5. 合併した旧市町村の公文書等を貴館が受け入れ保存されましたか。いずれかに○印をお付けください。

① すべて受け入れた・・・ 1

② 一部受け入れた・・・ 3

③ 受入れていない・・・ 2 5

④ その他・・・・・・ 3

・(川崎市公文書館) 公文書館解説時に他部署から移管

・(香川県立文書館) 一部預かり

・(北海道立文書館) 未検討

6. 「受入れた」場合は、どのような条件、契約をされましたか。

(鳥取県立公文書館)

- ・当館所定の寄贈、寄託申込書等をかかわした。

(松本市文書館)

- ・市の規則に基づいて整理等の実施して旧村の文書一部を受け入れた。

2 合併時の公文書保存に関するアンケート結果概要（都道府県）

送付 47 回答 38 (81%)

1. 合併する（した）市町村に公文書等の保存について指導助言をされましたか。いずれかに○印をお付けください。

(1) 指導助言をした・・・20

●「指導助言」の方法・内容

① 会議、研修会、講習会を開催、又は参加しての指導助言等

(青森県、京都府)

・「文書及び資料の保存に関する市町村担当者会議」を開催し、合併後の市町村に適切に引き継がれるように指導助言した。

(宮城県)

・県内市町村合併協議会運営等に関する意見交換会において公文書保存について説明。
・市町村へ直接ではないが県庁部課長、公所長会議において各所属長へ説明を行った。

(秋田県)

・市町村史料保存機関連絡会議を開催（テーマ「合併と保存」3ヵ年連続）するとともに、県合併支援室主催の合併に関する会合で公文書保存について要請。

(長野県)

・教育委員会事務局で文化財保護研修会を開催し、講演会を事例発表の中で助言した。

(三重県、岡山県)

・市町村担当者を対象に「市町村合併資料保存研修会」を開催した。

(愛媛県)

・教育委員会での文化財保護行政担当者会議等により合併の際に公文書の散逸、廃棄等がないように要請した。

(香川県)

・文書館が保存についての研修会を開催した。

(高知県)

・市町村助役、総務・財政担当課長会で「市町村合併時における公文書等の保存について」の趣旨を説明。

② 文書で通知しての指導助言等

(山形県、東京都、高知県、佐賀県、)

・総務省からの市町村合併時における公文書の保存についての通知を受けて、文書で各市町村に周知。

(茨城県)

・市町村合併時における公文書等の散逸や安易な廃棄を防止し、公文書等の引継ぎの円滑化と保存の徹底に遺漏のないよう文書で要請を行った。

(山梨県)

・合併協議会の指導

(岐阜県)

・書面で公文書等の適切な引継ぎ、保存をするように依頼した。

(島根県)

・合併に伴う文書の大量廃棄による資料の散逸防止について文書で依頼

(鳥取県)

・安易な公文書の廃棄を行わないことを要請。過去の合併時における史料散逸の実例を説明。

(熊本県)

・市町村合併時における公文書等の適正な取扱いを依頼。全国歴史資料保存利用関連協議会からの要請文の写しを送付。

③リーフレットの配布

(京都府)

- ・『「歴史資料としての文書」の保存と活用のために』を配布。

(岡山県)

- ・合併前に関係市町村を訪問し、保存マニュアル案を提示した。

(福岡県)

- ・市町村助役会議において総務省が平成14年2月に発した「市町村合併における公文書等の保存について」を資料として配布した。

(2) 指導助言していない・・・11

(3) その他・・・7

(群馬県)

- ・市町村公文書等保存活用連絡協議会(県立文書館が事務局)の事務局が市町村を数ヶ所訪問し公文書の適正な管理、保存について要請した。

(埼玉県)

- ・県の文書課では助言等していないが、県立文書館が事務局の地域史料活用連絡協議会で助言等おこなった。

(宮崎県)

- ・現在調査を行っており、調査終了後支援、助言を行う見込みである。

(鹿児島県)

- ・当該では県が保有する公文書の保存、管理に係る業務を所管しており、市町村が保有する公文書の保存に係る業務は所管外であるので、指導、助言はしていない。

(沖縄県)

- ・公文書館より県内市町村あてに「市町村合併時における公文書の保存について」要請文を送付

2. 合併した旧市町村の公文書等を管下の公文書館等で受け入れ保存されましたか。いずれかに○印をお付けください。

- ① すべて受入れた・・・ 0
- ② 一部受入れた・・・ 2
- ③ 受入れていない・・・ 35
- ④ その他・・・ 0
- ⑤ 未回答・・・ 1

3. 合併市町村の公文書等を「受入れた」機関の名称をお書きください。

- ・県立公文書館(鳥取県)

4. 「受入れていない」と答えられた場合は、合併旧市町村の公文書等の保存について、どのような助言等をされましたか。

- ① 助言していない(10)
- ② 助言した(20)
 - ・設問1での回答と同じ指導助言
- ③ その他(7)

5. 公文書館等を設置していない場合、公文書館(文書館)等を設置する予定はありますか。いずれかに○印をお付けください。

- ① 予定している・・・ 1
- ② 検討している・・・ 7
 - (岩手県)・財政事情により計画凍結中

- ③ 予定も検討もしていない・・・ 10
 (山形県)・ただし文化的価値のある公文書については収集保存を行っている。
- ④ その他・未記入・・・ 20
 (佐賀県)・独立した公文書館は設置していないが歴史文書の保存と閲覧を行っている。

6. その他ご意見等がありましたら、ご記入ください。

(宮城県)

- ・合併に伴う公文書保存について、国立公文書館・都道府県・市町村、それぞれが措置、対応すべき指針を示していただきたい。
- ・国立公文書館からも各市町村へ確実に保存するよう通知されたい。

3 合併時の公文書保存に関するアンケート結果概要 (合併市町村)

送付 135 (H11.4.1~17.1.1 合併市町村)

回答 110 (81%)

1. 合併時に、旧市町村の公文書(現用以外の文書)等は、どのような状況にありますか。いずれかに○印をお付けください。

- ① すべて保存している・・・ 53
 ② 一部保存している(一部廃棄した)・・・ 56
 ③ 廃棄した・・・ 0
 ④ その他・・・ 0
 ⑤ 未回答・・・ 1

(1)「廃棄(一部廃棄も含む)した」場合は、どのような基準で処置しましたか。

- ① 文書管理規定を基準として選別、廃棄。(13)
 ② 文書保存基準により選別、廃棄。保存期限が経過した文書のうち歴史資料として重要な文書を保存。(9)
 ③ 文書保存基準により保存年限を経過した文書を廃棄。(20)
 ④ 有識者(歴史家、アーキビスト)、学芸員により選別、廃棄。(2)
 ⑤ 担当者、市町村の判断により選別、廃棄。(3)
 ⑥ 各町共通文書については一町分のみ保存し、あとは廃棄。(1)
 ⑦ 未回答(8)

(2)「廃棄(一部廃棄も含む)」処分するについては、県あるいは県の公文書館等の関係機関の助言指導を受けましたか。

- ① 受けた(2)
 ② 受けていない(32)
 ③ 未回答(17)

(千葉県野田市)・直接の助言指導等を受けていないが、当市が史料保存活用連絡協議会の会員であるため、市史編さん担当者が公文書館等職員研修を受講した。

(山梨県北杜市)・指導助言を受けずに旧町村の文書管理規定に基づき対応。

(新潟県新発田市)・県歴史資料保存活用連絡協議会が示した「市町村合併に伴う公文書等保存のためのガイドライン」を参考とした。

(山口県周防大島町)・昭和の合併以前の旧市町村役場は文書所在調査をうけた。

(鹿児島県鹿児島市)・アンケート4の通知(総務省からの通知)をうけた。

2. 上記1で「すべて(一部)保存している」と答えられた場合、保存場所はどこですか。いずれかに○印をお付けください。

現市役所、町村役場内、旧市町村役場（現支所）（9.9） 市町村史編纂室（1）
 公文書館（文書館）（3） 図書館（3） 資料館、歴史館等（1）
 その他（1.1）
 【・倉庫（2）・市有施設（1） ・文書庫（1） ・内容未回答（7）】

3. 公文書館法をご存知ですか。いずれかに○印をお付けください。

- ① 名前も内容も知っている・・・3.0
- ② 名前は聞いたことがある・・・6.1
- ③ 知らない・・・・・・・・・・1.9

4. 平成14年2月18日付け総行市第22号で総務省自治行政局市町村課長から各都道府県市町村合併担当部長あて通知した「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」をご存知ですか。いずれかに○印をお付けください。

- ① 知っている・・・6.1
- ② 知らない・・・4.7
- ③ 未回答・・・・・・1

5. 公文書館等を設置していない場合、公文書館（文書館）等を設置する予定はありますか。いずれかに○印をお付けください。

- ① 予定している・・・・・・・・ 2（長野市、上越市）
- ② 検討している・・・・・・・・ 1.3
 （函館市、群馬県伊勢崎市、さいたま市、静岡市、滋賀県湖南市、奈良県葛城市、
 島根県安来市、広島県安芸高田市、呉市、愛媛県鬼北町、香川県東かがわ市
 愛媛県西予市（旧城川町には有）、長崎県対馬市）
- ③ 予定も検討もしていない・・・8.8
- ④ その他・・・・・・・・・・ 7

（岐阜県郡上市）・保存場所不足から話題となったが具体的検討には入ってない。
 （岡山県高梁市）・新庁舎建設計画の中で検討している。
 （広島県江田島市）・文書館より保存、保管場所が優先課題である。
 （山口県大島町）・合併後の組織、機構の整理統合により空いた建物・部屋の利用を検討している。
 （愛媛県内子町）・文書館としての機能はないが図書館情報館がある。

6. その他ご意見等がありましたら、ご記入ください。

（島根県隠岐の島町）
 ・情報公開のこともあり一箇所で管理したいが保存スペースがないため現在は合併前旧町村でそれぞれ管理している。
 （島根県雲南市）
 ・市町村でのアーカイブスに対する認識は低い。現用、半現用においても同じである。まずは県立の公文書館の設置が急務ではないか。
 （愛媛県鬼北町）
 ・現在保有している公文書の量は膨大であり保存場所に苦慮している。公文書の保存の必要性は認識しているが、評価・選別が困難なため、今後保存年数の経過とともに廃棄される可能性がある。
 （鹿児島県鹿児島市）
 ・歴史資料として重要な価値を有する公文書であるかどうかの基準の作成について検討しているので、参考となる資料がほしい。